

事 務 連 絡

令和元年 12 月 5 日

各指定特定相談支援事業所 管理者様  
各指定居宅介護事業所 管理者様  
各指定重度訪問介護事業所 管理者様  
各指定生活介護事業所 管理者様  
各指定自立訓練事業所 管理者様  
各指定短期入所事業所 管理者様

大阪市福祉局障がい者施策部  
障 が い 福 祉 課 長  
障 が い 支 援 課 長

共生型サービスの施行に伴う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等について

平素は、本市障がい者福祉行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成30年度より、介護保険または障がい福祉のいずれかのサービス（デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ）の指定を受けている事業所が、もう一方の制度におけるサービスの指定を受けやすくなるよう※、共生型サービスが施行されました。

※ なお、介護保険と障がい福祉において、共生型サービスに係る報酬体系等は異なりますので十分ご注意ください。

ただし、共生型サービス事業所の利用に関しては、別添の厚生労働省発出の事務連絡に記載があるとおり、「共生型サービス事業所を利用するか否かは、支給決定障害者等自身が判断するものであり、65歳以上の障害者に共生型サービス事業所の利用を義務付けるものではない。このような誤解に基づき当該障害者が事業所を選択することがないよう、当該障害者が事業所の利用を開始するに当たっては、相談支援専門員等が適切な説明・助言を行うこと。」とされております。

本市におきましても、共生型サービス事業所を希望されていない方に対し、利用が義務付けられているとの誤解に基づき利用を求めるようなことがあってはならないと考えております。また、介護保険サービス利用の適否の判断にあたっては、一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、申請に係る障がい福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することが必要です。

各指定事業所の相談支援専門員や管理者等の皆様におかれましては、共生型サービス事業所の利用をはじめ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に関して、今一度、別添の通知、事務連絡の

内容をご確認いただき、支給申請を行う際、もしくはサービスの種類や量等の変更の相談等に応じる際には、その都度、必要に応じて相談支援専門員が介護支援専門員等と連携して、利用者に対して適切にご対応をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

とくに、65歳到達の前後で必要となるサービスの量が大きく変化することは一般的に考えるに、共生型サービス等介護保険サービスの利用により利用者の生活に支障が生じることがないように、適切なご対応をお願いいたします。

なお、介護保険関係の事業所等に対しても同様の周知等を今後予定しております。

**【本通知に関するお問合せ先】**

障がい福祉課 TEL 6208-7999

障がい支援課 TEL 6208-8245